

豊中市コミュニティ助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市が、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）がコミュニティ助成事業実施要綱に基づき実施するコミュニティ助成事業に係る助成金の交付を受けて、コミュニティ活動を行う団体の助成対象事業に助成するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象団体）

第2条 助成対象団体は、自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体（以下「団体」という。）とする。

（助成対象事業）

第3条 助成対象事業は、センターが決定したコミュニティ助成事業とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、本市がセンターより受けたコミュニティ助成金交付決定通知額の範囲内又は本市の予算の範囲内において定める額のいずれか低い額とする。

（助成の申込意向）

第5条 助成金の交付を希望する団体は、コミュニティ助成事業申込意向書（様式第1号。第7条第1項において「申込意向書」という。）を市長に提出しなければならない。

（優先順位の決定）

第6条 市長は、同一区分の助成事業について、複数の団体から申込意向があったときは、次に掲げる順序に従い、優先順位を決定するものとする。

（1）過去に助成金の交付を受けたことがない団体

（2）過去に助成金の交付を受けてから5年を経過する団体

2 前項の場合において、優先する団体が複数の場合、もしくは、優先する団体がなく、それ以外の団体が複数の場合は、抽選により優先順位を決定するものとする。

（交付の申込み）

第7条 前条の規定により決定された最も優先順位の高い団体（申込意向書の提出のあった団体が1団体のみの場合にあっては、当該団体）は、補助金等交付申込書（様式第2号）に規則第3条第3号に規定する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 規則第3条第3号に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書
- (2) 事業内容に関する資料
- (3) コミュニティ活動を行う団体の規約
- (4) その他、センターが指定する資料

3 助成金の交付申込を行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額（以下「当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申込まなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付決定通知書（様式第3号）により申込団体に通知する。

（交付の請求）

第9条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた団体は、補助金等交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の請求があった場合は、速やかに助成金の交付を行わなければならない。

（実績報告）

第11条 助成金の交付を受けた団体は、助成対象事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第5号）に規則第10条第2号に規定する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第10条第1号に規定する決算書の提出は、同条ただし書の規定により省略する。

4 規則第10条第2号に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成対象事業に係る領収書（未払いのものは業者の発行した請求書）の写
- (2) 管理運営規程
- (3) 保管場所の説明書類（保管場所の位置について住宅地図等で説明したもので、複数の保管場所を使用する場合は一覧表形式で備品毎に保管場所を明示したもの。ただし、備品購入がない場合は不要とする。）

(4) 写真（事業が完了したこと及び宝くじ助成の表示（普及広報デザイン）が適正に行われていることが確認できるもの）

(5) 助成対象事業に係る記事を掲載した広報誌（助成対象事業の紹介と、宝くじの助成を受けた旨の記事を掲載したもの）

5 前項の提出物はそれぞれ3部ずつ提出する。

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成金の交付の決定を受けた団体に対し、補助金等交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の規定による助成金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第8条の規定による助成金の交付決定額とのいずれか低い額をもって行う。

（助成金の返還）

第13条 市長は、助成金の交付を受けた団体に前条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（完了報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 15 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の豊中市コミュニティ助成金交付要綱第 13 条第 2 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分のコミュニティ助成事業に係る助成金の交付を受ける者について適用し、この要綱による改正前の豊中市コミュニティ助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき令和 5 年度分までの助成金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 20 日から実施する。

コミュニティ助成事業申込意向書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

所 在 地 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

標記事業について、下記のとおり実施したいので提出します。

記

1. 事務責任者

住 所	〒
氏 名	
電 話 番 号	自宅・携帯・その他()
E - m a i l	

2. 申込事業（いずれか1つに○）

一般コミュニティ助成事業・コミュニティセンター助成事業・地域づくり助成事業

3. 事業内容

--

4. 助成申請予定額

			0	0	0	0	0円
--	--	--	---	---	---	---	----

注意事項

- ・ この申込意向書は、コミュニティ助成事業への応募件数を把握するものです。
- ・ 助成金の申請にあたっては、別途改めて申込書等のご提出が必要です。
- ・ 採択された場合、事業開始時期は豊中市と相談になります。
- ・ 事業完了後、実績報告書等の提出が必要です。
- ・ 助成事業ごとに豊中市から1団体のみ申請となるため、複数応募があった場合は、過去のコミュニティ助成金交付有無での選定、または抽選を行います。

補助金等交付申込書

年 月 日

豊中市長あて

申 込 者

住 所 _____

氏 名 _____

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

豊中市補助金等交付規則第3条の規定により補助金等の交付を受けたいので、
以下のとおり申込みます。

補助金等の名称	豊中市コミュニティ助成金
補助金等申込額	円

1. 事務責任者

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	自宅・携帯・その他()
E - m a i l	

2. 申込事業 (いずれか1つに○)

一般コミュニティ助成事業 ・ コミュニティセンター助成事業 ・ 地域づくり助成事業

3. 助成申込額

事業費総額 (A)	一般財源等充当額 (B)	助成申込額 (A-B)					
円	円			0	0	0	0円

4. 助成申込事業の計画

(1) 助成申込事業の名称

(2) 助成申込事業の趣旨・目的

(3) 助成申込事業の対象者

--

(4) 助成申込事業の内容

① 実施期間：令和 年 月 日開始～令和 年 月 日完了

② 実施場所：

③ 実施内容

--

(5) 助成申込事業の期待できる効果

--

(6) 助成申込事業のスケジュール

① 事業を実施（開始）するまでのスケジュール

--

② 実績報告書提出予定：令和 年 月 日

(7) 助成申込事業の過去の活動実績

--

5. 備品・設備の保管・設置場所についての説明

①保管・設置場所の名称		
②所在地		
③土地または建物の所有者		
④使用承諾の有無 (無の場合、承諾予定日)	有・無	
⑤権利部（乙区）の有無 (有の場合、その内容)	有・無	
⑥保管・設置場所の説明		
⑦管理方法		

6. 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) 見積書

(4) 事業内容に関する資料

(5) コミュニティ活動を行う団体の規約

(6) その他、一般財団法人自治総合センターが指定する資料

豊市地第 号

補助金等交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付けで申込みのあった補助金等については、次のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市コミュニティ助成金
補助金等 交付決定額	円

交付の条件

備考 豊中市行政文書管理規則（平成13年豊中市規則第76号）第13条第2項ただし書きの規定により、文書番号による場合は、「豊中市指令 第 号」に代えて同規則第14条に規定する記号及び同規則第12条に規定する文書番号を付す。

補助金等交付請求書

年 月 日

豊中市長あて

申請者

住所

氏名

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日豊市地第 号で交付決定された補助金等について、豊中市補助金等交付規則第 9 条第 2 項の規定により、以下の通り交付請求します。

補助金等の名称	豊中市コミュニティ助成金
補助金交付決定額	円
補助金交付請求額	円

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

申 込 者

住 所

氏 名

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日付け豊市地第 号で交付決定された補助事業等に係る実績
を豊中市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補 助 金 事 業 の 名 称	豊中市コミュニティ助成事業		
補 助 事 業 等 着 手 年 月 日	年 月 日	補 助 事 業 等 完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 概 要			

豊市地第 号

補 助 金 等 交 付 確 定 通 知 書

年 月 日

様

豊 中 市 長

年 月 日付けで報告のあった補助金等については、次のとおり確定したので、豊中市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により通知します。

補 助 金 等 の 名 称	豊中市コミュニティ助成金
補 助 金 等 交 付 決 定 額	円
補 助 金 等 交 付 確 定 額	円

交付の条件

備考 豊中市行政文書管理規則（平成13年豊中市規則第76号）第13条第2項ただし書きの規定により、文書番号による場合は、「豊中市指令 第 号」に代えて同規則第14条に規定する記号及び同規則第12条に規定する文書番号を付す。